

札幌市鳥獣被害防止対策電気柵等購入補助金交付要綱

令和5年5月29日 経済観光局長決裁
最近改正 令和8年3月30日

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市鳥獣被害防止計画（平成27年2月策定、以下「防止計画」という。）に基づき、対象鳥獣による被害防止対策を講じるため、電気柵等を購入する市民に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者及び認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき認定された農家のことをいう。
- (2) 札幌市中核農家 札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成7年1月24日経済局農務部長決裁）に基づき登録された農家のことをいう。
- (3) 販売農家 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家のことをいう。
- (4) 農業協同組合 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された組合のことをいう。
- (5) 市民農園 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）に基づき市長が認定した市民農園のことをいう。
- (6) この要綱において「法令」とは、法律、法律に基づく命令(告示を含む)、要綱及び本市の規則をいう。

(補助の対象)

第3条 補助対象経費及び補助率は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げ

る全ての要件を満たす者とする。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者、札幌市中核農家、販売農家、農業協同組合又は市民農園の開設者いずれかに該当する者。
- (2) 市内に住所を有する者。法人等にあつては、市内に主たる事務所の支店又は本店の所在地が市内である者。
- (3) 当該年度含む過去3年度内に、原則、同一世帯で同補助金の決定通知を受けていない者。
- (4) 市税を滞納していない者。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者のいずれにも該当しない者。
- (6) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが適当であると市長が認める者。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

（交付申請及び決定）

第6条 申請者は、交付申請書（様式1）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書の補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を差し引いた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者が消費税等の免税事業者である場合、又は簡易課税制度の適用を受けている場合等、補助金に係る消費税等相当額について仕入税額控除を受けることができない、又は受けることが確実にないと認められる場合は、消費税等相当額を補助対象経費に含めることができる。
- 4 前項の規定により、消費税等相当額を補助対象経費に含めて申請する者は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出しなければならない。
- 5 市長は、第1項の申請内容が第4条の要件を満たすことを審査した上で、補助金

の交付を決定し、交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

6 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、不交付決定通知書（様式3）により補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

(1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する者。

(2) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不相当であると市長が認める者。

（事業実施報告）

第7条 第6条第2項に規定する交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象資材の購入及び設置後、速やかに事業実施報告書（様式4）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、対象資材の設置について、市長が認める場合には、この限りではない。

（補助金額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定により事業実施報告書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認められるときは、補助金額を確定し、確定通知書（様式5）により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業評価）

第9条 前条第1項に規定する確定通知書を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、事業の効果を評価するため、事業評価報告書（様式6）等により、原則事業実施年度の3月末日までに市長に報告しなければならない。

（申請の変更）

第10条 交付決定者は、第6条又は第7条の規定により提出した書類の記載内容を変更するときは、変更申請書（様式7）により、市長に申請しなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない軽微な変更であって、補助金額の増額を伴わない場合については、この限りで

ない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第6条第2項、同条第3項、又は第8条の規定に基づき、補助金の交付決定又は不交付決定を行うものとする。

(交付決定及び補助金額の確定の取消)

第11条 市長は、交付決定者又は交付確定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたことが明らかになったとき
- (3) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定に基づく取消を行うときは、補助決定等取消通知書（様式8）により交付決定者等に通知しなければならない。

(調査等)

第12条 市長はこの要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者又は交付確定者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、第11条第1項の規定により補助金額の確定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助金返還命令書（様式9）により期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(財産の管理等)

第14条 交付確定者は、整備した施設等について、耐用年数までは適正に管理しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 交付確定者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にして帳簿等の証拠書類を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農政部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。